



Title	世界恐慌期前半におけるフランスの保護政策
Author(s)	和多, 則明
Citation	études françaises. 1973, 12, p. 35-56
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/93634
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

世界恐慌期前半におけるフランスの保護政策

和 多 則 明

はじめに

1929年10月、ニューヨーク株式市場の劇的な崩壊を契機にほとんど全世界をその渦の中に巻き込んだいわゆる世界恐慌は、2年あまりおくれでフランスにもその測り知れぬ影響を及ぼしはじめた。20年代後半の著しい経済的繁栄とは対照的に、フランスは1931年なかばから苦難に喘ぐことになるが、そのような経済的困難への対応の基本的方向は、特殊フランス的な色彩の濃いものであった。すなわち、長期にわたるデフレ政策がそれであった⁽¹⁾。世界恐慌期フランスの経済政策をグローバルに考察するばあい、何よりもまずそのデフレ政策に焦点があわされねばならないが、それとともに、本稿において扱おうとしているようなさまざまな社会経済的諸グループへの保護政策が看過されえない。それら保護政策はそれじたい本稿で扱われる以上に詳細に明らかにされなければいけないと考えられる十分な理由がある。とともに、それらは、まさに基本的方向としてのデフレ政策との対応のなかで把握されなければならない。おそらくそのことは、デフレ政策を基軸とするこの時期のフランスの経済政策全体の特徴をいっそうあざやかにうかびあがらせる役割を果たすであろう。

(I) さまざまな保護政策

(i) その中心としてのマルサス主義

経済恐慌は、その程度と質に差違はあるが、社会経済的諸グループを著しい経済的困難のなかに陥れた⁽²⁾。もちろん、政府のこの時期の経済政策の基本的方向がその経済的困難をより深刻化することに大きな役割を果

たしたことは言うまでもない。他方、政府は、経済的苦境に立たされた諸グループを保護すべくさまざまな政策の実行をはかるが、それら保護政策の大きな支柱をかたちづくったのは、いわゆる「言葉のフランス的意味におけるマルサス主義」的な保護政策であったと考えられる。

ところで、「言葉のフランス的意味におけるマルサス主義」とは、A・ソーヴィに従って簡単に述べるならば、人為的に生産を制限しようとするあらゆる行動であり⁽³⁾、それは、サン・シモン主義に対立するものとも考えられよう。需要が減少するとき、価格の崩壊をおそれて人為的に生産を制限し、そうすることで価格を維持しようとする行動のなかに典型的なかたちでみいだされるマルサス主義は、この恐慌期には民間のカルテル形成などになってあらわれるとともに、政府の保護政策のなかにいっそう極端な姿をあらわしたのであった。ほとんどあらゆる産業セクターへの保護政策にみいだされるマルサス主義であるが、最初に工業セクターにおけるそれをみてみよう。

工業セクターにおけるマルサス主義的保護政策の本格的展開とみなされうるのは、1934年11月に成立したフランダン内閣により案出されたマルシャンドー計画である。1935年1月10日、ときの商工省大臣のマルシャンドーにより、“恐慌期における産業内のカルテルを法制化する”ために提出されたそれは、強制カルテル形成のための三つの条件を規定していた。それによれば、まず、カルテルが形成される当該セクターが、経済的に重要な位置を占めていることが必要であり、また、そのセクターがきわめて重大な困難に立たされていることが条件であり、更には、そのようなカルテルが企業の多数（数で $\frac{2}{3}$ 以上、売上高で $\frac{3}{4}$ 以上）により是認されることが必要とされていた。そのマルシャンドー計画は、「価格の維持と生産の制限」をはっきりと目的に掲げており⁽⁴⁾、あきらかにマルサス主義的な保護政策であったが、しかしそれは、立法化を阻止され、計画どおり実行されるには及ばなかった。自力でカルテルを形成することができなかった皮革

業とか繊維業界などは、マルシャンドー計画を支持したが⁽⁵⁾、自由主義者達や、すでに自力でカルテルを作りあげていてそれ以上の国家の介入を恐れていた冶金業界などが強力な反対をあらわしたことが、流産の原因であった。かくして立法化は阻止されたが、マルシャンドー計画というかたちをとってあらわれたマルサス主義的保護政策は、フランダン内閣のあとをうけた第4次ラヴァル内閣により巧妙にも個別的な現実化をみたのであった。具体的にはそれは、デフレ政策を強力に推進するために発布された第3次政令法群のなかに、いくつかのセクターの強制カルテル化を命じた条項があったことにみられる。綿糸業、セメント業などについては、単に法令として規定されていたけにとどまり、絹織物業についても十分な現実的効力をもつには到らなかったが、しかし、製糖業、カリ生産物、製粉業などにおいては現実的効力をもった⁽⁶⁾。たとえば、製粉業では、その政令法に従って、新風車の設置および1930年以前に閉鎖された風車の再開が禁止され、小麦の製粉量それじたいも、業界内部で固定されるようになる。同じように、はきもの業においてもはきもの製造工場の新設が禁止されることになる。⁽⁷⁾

以上みたような、工業セクターにおけるマルサス主義的保護政策の展開と同様に、商業セクターにおいてもマルサス主義的保護政策は、小商業の保護を目的としてなされたのであった。

1930年代前半の恐慌下において、アメリカなどにおけると同じく、フランスでも低価格で大量販売をするチェーン・ストアの発展が急速に促進された。1930年にドイツ人の協力により新設されたその種の商店が大きな成功をおさめたことが刺激となって、パリの2つの百貨店も同じようなチェーン・ストア、すなわち、プリ・ユニックとモノプリを作るに到る⁽⁸⁾。そのような動きは、すなわち、小商業を母体とする伝統的なフランスの流通機構に大きな革新の芽が生まれはじめたことを意味していた。しかしチェーン・ストアの発展は小商人グループの激しい反対を惹起せずにはおかな

かった。すでにそれまでに、百貨店そのものが、小商人グループの憎悪の的であったが、百貨店を中心とする低価格販売のチェーン・ストアの発展は当然のことながら、火に油を注ぐ結果となり、政府もそれに対する政策をうちだすことを余儀なくされる。租税制度上ではすでになが年にわたり小商業は優遇されてきたのであったが、それに加えて、1933年2月には、大商店および多支店をもつ商店への課税率があげられたことが⁽⁹⁾、そのような政策の一例として指摘されうる。1935年10月のラヴェルの第3次政令法群のなかにも別の、小商業保護政策がおりこまれていたが、よりよい例は、1年間のあいだチェーン・ストアの店びらきを禁止した1936年3月22日法であろう⁽¹⁰⁾。そこにおいて、商業セクターにおけるマルサス主義的保護政策が極端なかたちで示されるとともに又、それは、後の人民戦線内閣にもうけつがれていくことになる。

以上、工業セクターおよび商業セクターにおいてみてきたようなマルサス主義的保護政策は、1930年代前半恐慌下でその被害が著しかった農業セクターにおいては、先の二つのセクターにおいてよりはるかに激しい展開をみせたように思われる。いわば、この時期のマルサス主義的保護政策は、まさしく農業セクターにおいて集約的かつ総括的に実行されたといえよう。

1930年代前半は農業恐慌が同時的に進行したときでもあり、フランス農業の主要生産物のひとつである小麦の価格は著しく暴落したが、政府はそれに対して何らかの処置をとることをせまられた。それはたとえば、小麦ストック政策であり、小麦を変質させ家畜飼料にする政策であったが、それらよりもむしろ重点は価格固定政策におかれた。具体的には、1933年7月15日の小麦最低価格法であり、それによれば、小麦は1キンタルあたり115フラン以下では販売されえなかった⁽¹¹⁾。小麦に関して保護政策はその線にとどまり生産量の制限といった処置にまではすすまなかったように考えられるが、小麦とはことなり、フランス農業の他のひとつの主要生産物であるブドー酒に関しては、生産量の制限が強力に推進されたのであっ

た。すなわち、ブドー酒についての政策はよりマルサス主義的様相を呈したのであった。

1930年4月19日法ではまず、ブドー苗の新しいうえつけと高収穫苗に対する課税がところみられ、1931年7月4日法においては、生産者は収穫高の申告を義務づけられ、収穫が300ヘクトリットルを超過したときにはそのブドー耕作地を閉鎖する権利が政府に与えられたのであった⁽¹²⁾。しかし、それらの法も十分な効果をもたらすものではなく、政府はより強力な生産制限政策に訴えざるをえなくなる。すなわち、1934年12月24日法によるブドー酒の強制的蒸留と、1935年7月30日の政令法によるブドー苗の強制的ひきぬき政策がそれであった。

農業セクターにおいて、以上みたようなマルサス主義的保護政策は、その他の生産物に対してもとられたのであったが、ここではそれらについては省略して、他の方面においてなされたマルサス主義的保護政策を次に考察してみよう。

そのひとつの良い例は、失業者対策として、また労働者保護のために行なわれたマルサス主義的保護政策であろう。恐慌の深化に伴う失業者数の増加は、フランスにおいてはいくつかの理由により⁽¹³⁾、他の工業諸国ほどの著しさをみせなかったが、とはいえ、それが深刻な問題としてうかびあがったことには相違なかった。多数の失業者の存在は、労働者グループの内外で、労働力が絶対的に過剰であるという考えを強化し、それは、外国人嫌悪の感情と結びついて、政府をして外国人労働者のしめだし政策をとらせるべく働きかけた。具体的には、1932年8月10日に可決された国内労働者保護法がそのような政策の代表例であり、その実際の適用のために作られ、1934年までに数にして40にものぼった政令は、産業別の外国人労働者の許可比率を詳細に規定していたのであった。それらにより、1920年代繁栄期の労働力不足をおぎなうことでフランス経済に大きく寄与した外国人労働者達はこの時期に国外においだされることになる。

外国人労働者に対する制限策とともに、国内労働者の制限政策がなされたことも、マルサス主義的政策の例としてみおとせない。たとえば、ラヴェル内閣による超過労働の禁止であり⁽¹⁴⁾、そのほか退職年令のひき下げなどの政策がそうであった。

労働者に対するそのようなマルサス主義的政策とともに忘れられてはならないのは、地代家賃に関する政府の統制策である。第1次大戦中に実施された地代家賃の統制は1920年代において若干緩和されたとはいえ十分な効力を有していたのみか、世界恐慌期においてそれは強化されさえしたのである。その統制策実施における政府の意図は必ずしもマルサス主義的なものではなかったが、しかし結果においては住宅建設に致命的な打撃を与えたという意味で、A・ソーヴィの言うようにきわめてマルサス主義的なものであったと評価される。

以上、世界恐慌期フランスでさまざまな面においてみられたマルサス主義的保護政策を考察してきたわけであるが、そのようなマルサス主義的保護政策はある意味でこの時期のフランスの経済政策全体を、その基本的方向としてのデフレ政策とともにかたちづくるひとつの柱でもあったと考えられるが、他方、この時期の保護政策には必ずしもマルサス主義的なものと考えられない政策もあり、次に補足的にそれらに触れてみたい。

(ii) その他の保護政策

政府の保護政策はこの時期においてより直接的な救済政策としても展開された。すなわち、未曾有の恐慌により破産に瀕した民間企業の国家による直接的救済がそれにあたる。

フランスにおいては、ドイツおよびアメリカなどとは異り、本格的な金融恐慌が生じることはなかったが、それでも恐慌の開始期においては、多くの銀行が破産の危機に直面し、実際破産した銀行の数も多かった。そして政府はそれらの銀行のうちのいくつかに対して、直接に救済することをころみたのであった。たとえば、アルザス・ロレーヌ銀行の場合がそう

であり、パリの国立銀行の場合もそうであった。前者は政府から9億フランあまりの融資をうけて再建され、後者は、同じように政府から20億フランにのぼる融資をうけて国立商工業銀行に改組されたのであった⁽¹⁵⁾。

貯蓄家にとっての打撃などの社会経済的影響の大きさが心配される銀行の破産に対してのみではなく、他の部門の企業についても、同様な救済策がとられた。総合航空郵便会社が、エール・フランスに吸収されたのもそのひとつの例であり、大西洋横断総合会社も、そのような国家の救済が示されたよい例であろう。危機に陥った大西洋横断総合会社は、国家の助けを求め、政府による50%の融資によってはじめて再建が可能になったのであった。それらの私企業への国家の救済策は、議会からは、自由主義に矛盾するものとして批判をうけざるをえなかったが、しかし今みたように現実化され、その結果生まれたのは、第2次大戦後の国有企業などにもつながっていく、「混合経済の企業」にほかならなかったのである⁽¹⁶⁾。

先に、労働者に対するマルサス主義的保護政策についてみたが、労働者に対しては別の保護政策もとられた。公共事業政策がそうであった。恐慌の開始時にラヴェル政府によりこころみられた“国家施設建設計画”はいうまでもないが⁽¹⁷⁾、それ以降の諸内閣によっても同じような政策は実行されるまでには到らなかったとはいえ考案されたのである。ドゥメルグ内閣もその例にもれず、10億フランあまりの公共事業政策を考えていたのであり、第4次ラヴェル内閣もその政令法のなかに失業者救済のための公共事業政策を規定していたのであった。

(II) 保護政策の機能

先の章では、世界恐慌期におけるフランスの保護政策を、マルサス主義的政策を中心に不十分ではあるが考察してみたが、この章の課題は、それら保護政策が現実にもたらした機能をみることにある。とはいえ、それらの政策が現実にもたらした機能を緻密にみることには、いくつかの困難が予想され

るため、ここでは重点はむしろそれらの政策の機能的性格を検討することにおかれざるをえない。

(i) 保護政策の景況上の機能

先に触れたさまざまな保護政策は、それぞれが、世界恐慌のフランスへの波及による諸セクターもしくは諸グループの経済的困難への対応策としてうちだされたものであったことはくりかえすまでもない。景況の変化による諸グループへのインパクトへの対応策としてうちだされたそれらの保護政策がその意図どおりの結果をもたらしたかどうか順次検討してみよう。

まず工業セクターにおけるマルサス主義的保護政策についてみれば、問題は強制カルテルの形成により、価格の下落がどれほどおしとどめられたかということにある。その点に関しての検討は容易ではなく、ここでは十分な考察はなしえないが、しかし次のようなことはいえるであろう。

フランスにおいては、伝統的に小規模企業が企業の大部分を占めていた。それは、フランスの経済発展のレベルに規定された経済構造のひとつの特質であり、1920年代の高度の繁栄によってもその特質はぬぐいされえなかった。実際1931年において、加工業では、従業員が0～5人規模の企業が全企業の80%あまりを占めていたのである⁽¹⁸⁾。そういった小企業のウェイトの大きさは、政策の強制カルテルの効力を弱めるか、強制カルテルの存在を不可能にする現実的基礎となっていたはずである。すなわち、政府の強制カルテルを歓迎した繊維業などは、自らの企業集中度の低さにより、そういった強制カルテルが現実的機能をもつ可能性を弱めたと言えるであろう。また、そのような構造的要因とともに、フランスの企業家達はその性格として個人主義的であったこと⁽¹⁹⁾も、政府の強制カルテル化を阻害する一因になりえたと考えられる。それらのことは、強制カルテルによる価格維持とか生産制度が期待されたほどのものではなかったであろうという推測に導くものである。他方それとは逆に、政府自らによるそのような

強制カルテルの形成は、民間企業のカルテル形成にとっての促進要因として働いたであろう面も無視されない。それはカルテル形成が容易であった重化学工業についてとくにいえるであろう。確実なかたちでそれらの要因の機能を分析することは不可能であるが、しかし、この時期の物価のコンジョクチュールにそれらのファクターが作用していたことはたしかであろう。

工業セクターにおいてと同じように、農業セクターにおいても、政府のマルサス主義的保護政策は構造的要因によりその現実的有効性を弱められたといえる。

フランス革命以来、フランス農業のひとつの大きな特色であった小土地経営は、長期的にみればそのウエイトを小さくしていたが、しかし、1929年頃においてもフランス農業はその圧倒的部分を小土地経営に依存していたことは否定できない⁽²⁰⁾。そういったフランス農業の構造的特質が、先に述べた政府の保護政策の効果を著しく弱めるか無に帰すものであったことはあらためていうまでもないであろう。価格固定政策も生産制限政策もともに、完全な失敗に終わったことは、この当時の農産物の価格下落の著しさが何よりもそのことを明らかにしているが、その失敗の大きな原因として、今のべたようなフランス農業の構造的特質があげられてよいと思われる。

商業セクターにおける政府の保護政策が現実にはどのような機能を果たしたかについても、ここでは正確なことは言えないが、ただ、それが、恐慌期における流通合理化をさまたげ、消費者物価の下落をおしとどめる機能をもったことは容易に推測される。ただし、この時期において、それまでとは異って⁽²¹⁾、消費者物価の下落が卸売物価のそれに比較して小さく、その両者のあいだのギャップが大きくなったことの原因をそれだけに帰着させることはできないであろう。

労働者グループに対する保護政策、とりわけ、外国人労働者のしめ出し

政策は、たしか有効性をもったようにおもえる。政府と企業はいつたいてななて前記したような外国人労働者のしめだし政策を行ななばかりか、更には、外国人労働者の集团的な本国送還すらこころみたのであり⁽²²⁾、それらは結局、60万から70万人の外国人労働者をフランスからおいだすことに成功し、そうすることで失業を外国に転嫁し、フランス国内の失業者数を低くおさえることに役立ななと考えられるからにほかならない。

この時期の保護政策のなかでいっそう重大な機能を担ななと考えられるべきは、地代家賃の統制策であらう。第1次大戦の遺産である地代家賃統制は、恐慌期の物価下落にもかかわらず、不動産所有者達の利益を低くおさえたのであり⁽²³⁾、不動産所有者達はそのような不利な状況に抗議して1935年3月の会合ではいかなる建設もいかなる修復もしないという誓約すら立てることになり⁽²⁴⁾、その結果、住宅投資は大幅に制限されることになる。他方、需要の側では、なが年にわたる住宅投資の停滞の結果の老朽化がすすみ、また、都市化が都市における賃貸住宅への需要を増大させていたのであり、供給側の制限さえ除去されるのであれば、住宅投資は拡大し、それは不況から立ちなえる大きな契機ともなりえたはずであった。実際、この世界恐慌期において、イギリスでは、更にはスウェーデンでは、住宅投資が景気回復に大きく寄与していたのであった。しかしフランスにおいてはそうありえななかつたのである。いわば、政府はその地代家賃統制により、住宅投資が景気回復をたすけ、更にはオート・コンジョングチュールを生じさせる機会を奪い去ななと言えななもないであらう⁽²⁵⁾。そのいみで地代家賃の統制は、A・ソーヴィの言うようにきわめてマルサス主義的结果をフランスにもたらしななしたのであった。

(ii) 保護政策の構造的機能

以上みたような保護政策の景況上の機能とともにその構造的機能も検討に価するだけの重要性を有している。もっとも、景況上の機能と構造的機能は不可分に結びついている面があり、又、構造的機能をみることは、そ

れが長期的側面への考察であるが故にいっそう困難なことではあるが。

先に触れたようなマルサス主義的保護政策を基軸とするさまざまな保護政策が、あらゆる保護政策がそのような面を有するように、既存の経済構造の固定化に役立ったであろうことは一応考えられる。その点に関してまず、農業セクターにおける保護政策をとりあげてみる。必ずしもマルサス主義的なものには含められない小麦価格固定政策についても、それが既存のフランス農業の構造を固定化するような機能的性格をもっていたことはいうまでもない。もっとも小麦価格維持政策は十分な生産制限を伴わなかったこともあり、現実にはそのような方向でどれほど機能しえたかは疑う余地がある。小麦とはことなつて、強力な生産制限にまで及んだブドー酒については、保護政策は、より強く構造固定化の機能をもつものであったといえる。すなわち、それらの農業保護政策は、その可能な機能的結果よりみれば、恐慌期における農業構造の変化を妨げ、また、長期的にみて増加しつつあった、肉、牛乳、果物、野菜などの消費需要⁽²⁶⁾への構造的適応を阻害する性格のものであったと考えられる。それはまた、フランス農業の発展のおくれ、たとえばその当時著しくあらわれていたフランス農業の生産性と外国のそれのあいだのギャップにあらわれていたような遅れを固定化し、更には拡大するものであったと言えよう。

同様のことは、工業セクターにおける保護政策についても妥当する。政府による強制カルテル形成は、カルテル一般について言いうるように、恐慌期における合理化を阻害し、フランスの経済構造のひとつの大きな特色であった中小企業のウエイトの高さを維持するのに役立つものであった。もっともそれも、農業セクターにおける保護政策と同じように現実にはそのような機能をどれほど果しえたかについては、十分明らかにすることは不可能である。

農業セクターならびに工業セクターにおけるマルサス主義的保護政策と同様に、商業セクターにおけるマルサス主義的保護政策、すなわち先にみ

たような小商人保護政策も、フランスの経済構造との関連で重要な意味をもつものであったといえる。それは、明らかに商業セクターの伝統的構造の変化を阻害する性格のものであり、フランスの経済構造のひとつの特徴としてあげられうる小商人を中心とした商業セクターの構造がそれにより維持され、チェーン・ストアなどの発展によりもたらされたはずのいっそうの流通機構合理化は、いくぶんともさまたげられたと考えられてよい。

以上みたような構造的機能に加えて、マルサス主義的保護政策は別の構造機能を有していたとも言える。それは、市場経済の歴史をみるばあいのひとつの重要な指標となる市場構造との関連における保護政策の機能にほかならない。

結論を先取りして述べれば、この時期のマルサス主義的保護政策は、市場メカニズムへの直接的介入により、市場構造の変化を促進する面をもっていたということである。

フランスにおいては、20世紀初頭には国家の市場メカニズムへの介入はそれほどなされず、それがよりつよく示されたのは、言うまでもなく、第1次大戦中のことであった⁽²⁷⁾。とはいえ、そのときですら、フランスではそのような国家の介入を嫌悪する空気がつよく、政府はどちらかといえば、市場メカニズム本来の機能をできるかぎり活かす政策をえらんだといえる。第1次大戦終結後には、フランスの世論は、*"Revenir comme avant"* というモットーに示されるごとく、第1次大戦前の自由主義的経済への完全な復帰をのぞんだのであり⁽²⁸⁾、政府もまた、先に触れたような地代家賃の統制策を除けば、市場メカニズムへの介入をまったく止めたのであった。すなわち、少なくとも、政府の市場メカニズムの介入による市場構造の変化は、1920年代末まではほとんど見られなかったと言えなくもないであろう。そのような歴史的背景のもとで、世界恐慌期における保護政策は、重要な意味を担うものであった。先にみたように、マルサス主義的保護政策は、農業、工業、商業それぞれのセクターにおいて、自由な市場メカニズムが

もたらす結果への人為的な対抗策であったのであり、それは明らかに、市場構造における政府の位置の大きな変化をあらわすものであった。あるいみでは政府は、価格の人為的操作を禁じた刑法 419 条をみずから形骸化したとも言えよう。そしてそれが戦時中ではなく平時における市場メカニズムへの介入であったからこそ、より一般的な変化のあらわれとして考えることができるように思われる。

マルサス主義的保護政策にみる国家の市場メカニズムへの介入が、ひとつの構造的機能をもっていたと考えられるように、又、破産に瀕した私企業を国家が救済するということも、構造的変化をもたらすものであったと考えられる。なぜなら、それは自由主義的な市場メカニズムがもっている原則とはあいられない性格のものであったからである⁽²⁹⁾。それは、私企業のリスクを国家が肩がわりすることにほかならず、自由主義的な企業的位置を構造的に変化させる性格のものであった。しかも、そこにみるような国家と私企業の関係の変化は、後の人民戦線内閣下における国家の企業への直接的介入の強化、更には、第 2 次大戦後の国有企業の成立につながっていくものであったと考えられ、そのいみでもそれは構造的機能を有していたのであった。

(iii) 保護政策と企業者機能

以上みてきたような保護政策の景況上の機能および構造的機能、とりわけ構造的機能と密接な関連をもつが、しかしここで別に扱っておきたいのは、そのような保護政策と政府の企業者機能との関係である。

一般に、政府の企業者機能は 2 種類に分けて考えられる。ひとつは、政府がその政策により私的企業者活動が十分に展開されうるようなフレーム・ワークを設定するといういみでの政府の企業者機能であり、他のひとつは、政府自らが、企業者活動を直接的に担うといういみでの政府の企業者機能であろう。その両者のどちらにウェイトをおいて政府の企業者機能を見るべきかについては、重要な問題に触れることなしにはすまされないが、

ここではその問題の検討をさしひかえて、この時期の保護政策を政府のそれらの企業者機能の視角よりみてみよう。

まず、農業セクターおよび工業セクターにおいて価格下落を阻止すべくなされたさまざまな保護政策が、先にみたように既存の経済構造の固定化に役立つ性格のものであったことから言えば、それらが、なによりもこの時期の政府の反企業者機能をうかびあがらせていると言えるであろう。なぜならば、広いいみでの企業者機能また企業者革新とは、あらゆるいみで「構造」をうち砕く機能にはかならないからである。

農業セクターおよび工業セクターでの保護政策以上に、この時期の政府の反企業者機能をあざやかにさし示しているのは、商業セクターでのそれである。いわばこの時期の保護政策を企業者機能の視点よりみた場合の結論は、まさしく商業セクターの保護政策のなかに象徴的にみいだされともいえる。一方に百貨店を中心とするチェーン・ストアなどの企業者革新があり、他方には、それを阻止し既存の小商業を保護しようとする政府がいたのであった。そのことからみれば、この時期のフランス政府は、企業者機能の担い手であったのではなく、むしろ企業者革新を抑圧する機能の担い手であったといえなくもない。先にそのことを象徴的にとらえたように、そのような機能こそ、この時期のマルサス主義的保護政策、更には一般にマルサス主義の特質に触れる機能であり、またそれは、この時期のフランスの経済政策全体のひとつの側面にライトをあてている。そのひとつの側面とは、この時期の経済政策が既存の経済＝社会構造をドラスティックに変化させるような性格の政策ではなく、むしろ、既存のそれをあくまでも残存させようとするきわめて保守的な性格の政策であったということである⁽³⁰⁾。そしてそのことは、その時期のフランスの経済政策の基本的方向が、他の工業諸国のそれとくらべれば、ひどく伝統的保守的なものであったという事実とともに、世界恐慌期のフランスの経済政策全体のある性格をよりいっそう明らかにするように思われる。

(Ⅲ) 保護政策と経済政策の基本的方向

(i) 経済政策全体の整合性

以上、本稿では、世界恐慌期前半フランスの保護政策に焦点を合わせて考察してきたわけであるが、それらのことと、この時期の経済政策の基本的方向、すなわち第4次ラヴェル内閣においてそのクライマックスに達するデフレ政策を対応させることで、この時期の経済政策全体のなかに、保護政策を位置づけてみることにする。

この時期の経済政策の基本的方向とみなされるデフレ政策は、世界恐慌期においてめまぐるしいほどに交替したフランスの諸内閣があるいみでは一貫してとりつづけた政策であり、それは、1931年イギリスの平価切下げ以降に生じたフランスと諸外国のあいだの価格差を縮少するための唯一の手段としてとられたものであった。しかもそのような方向での政策設定は、国内的には、ほとんど挙国的なコンセンサスにもとづいてなされたものであった。たとえば、ポール・レイノーを中心とする平価切下げ支持論に対しては、「どのような新聞もそれを支持せず、フランス銀行の評議員から、共産党の中央委員会までの固いブロックが」反対したのである⁽³¹⁾。そのように国民的一致でもってこころみられたデフレ政策であるのにもかかわらず、それが本格的なデフレ政策、または徹底的なデフレ政策でありえなかったことをこの時期の保護政策は明らかにする。

まず、先にのべたマルサス主義的保護政策がそのことを明らかにするであろう。先にその機能的性格の面よりみたごとく、工業セクターにおける強制カルテル、農業セクターにおける価格固定政策更には価格維持のための強力な生産制限、また商業セクターにおいては、小商業保護政策の結果としての小売価格の維持などは、政府が一方では、価格をさげるためのデフレ政策を標榜しつつ、他方では価格を高く維持するための政策をとりつつあったという、政策の矛盾した姿をうきぼりにする。

価格維持のための諸政策とともにこの時期の政策の矛盾をきわだたせる

例は、労働者の救済のために考えられた公共事業政策であろう。先にのべたように、ドゥメルグ内閣においても、失業者救済を目的として、10億フランあまりの公共事業政策が考えられていたのみならず、第4次ラヴァル内閣においてすら、その政令法は、公共事業政策を規定していたのであった。すなわち、政府はあたかも、デフレ政策とインフレ政策を同時に行なおうとしていたと言えるのであり、そのことは、同時代のポール・レイノーが、鋭く指摘したのであった。

経済政策の基本的方向と保護政策をつきあわせて考えてみた場合に明らかになってくるそのような矛盾は、いかえれば、その時期の経済政策全体の整合性の欠如にほかならない。

(ii) 整合性欠如の意味と原因

そのような経済政策全体の整合性の欠如は、論理的レベルのものとしてではなく歴史的現実としての経済政策に当然のことながらつきまとうものである。むしろそういった整合性の欠如こそが、経済政策の現実性を示しているといえるかもしれない。とともにそれは、少なくとも民主主義的なプロセスによって決定される経済政策に特有のものであるともいえるであろう⁽³²⁾。

そのような経済政策の整合性の欠如が何によって生みだされたものか、すなわち、この時期の経済政策全体の整合性欠如の原因を次に考察してみよう。

まず考えられる原因は、政府の認識上の誤りである。すなわち、政府はその経済政策がもつ機能面での矛盾を知っていなかったということが考えられるひとつの原因であろう。しかしいまの場合、それはさして重要ではないと考えられる。というのは、その矛盾はあまりにも明らかなことであるからであり、じっさい、その時代、ポール・レイノーの批判にみるごとく、その矛盾が知られていなかったわけではないからである。

政府の認識上の誤りよりもむしろ、その原因は、諸社会経済的グループ

の矛盾した利害が経済政策に直接もしくは間接に反映されたことに求められた方がよいとおもわれる。すなわち、社会経済的諸グループの矛盾した利害が何らかのプロセスを通じて政策に反映しその結果政策の整合性の欠如があらわれたと考える方が適切である。

経済政策全体の整合性の欠如のそのような原因をあきらかにするには、経済政策決定の構造全体を明らかにする必要がある、それは本稿の及ぶところではない。ここではただ、保護政策に限ってそのことをみるにとどめる。

さまざまな保護政策はそれがはっきりと社会経済的諸グループの利害に関係しているだけに、当然のことながら、それらが、それらグループの、直接もしくは間接の圧力によって生みだされたものであることを想像させる。しかしそのことを実証的に明らかにすることは容易ではない。さまざまな政策決定の実際は、まさしく神秘のベールにつつまれているからである。ではあるが、できるかぎりそのことにアプローチしてみよう。

先にみた農業セクターにおける保護政策が1930年代前半の農業恐慌によりもっとも打撃をうけた農民グループの要求にもとづくものであったろうことは、想像にかたくない。フランスの経済構造ならびに経済発展の水準のひとつの特色であった農業人口のウェイトの大きさは、選挙を通じて経済政策決定に大きな影響を与えたであろう。実際、下院において労働者の代表が多かったのに対して、上院では農民の代表が多かったのである⁽³³⁾。加えて、農民をひとつの支持基盤としてこの時期に政治の主導権を握りえた急進社会党は、農民グループの要求にこたえる保護政策をうちださねばならなかったとえる。他方また、農民グループはこの時期においてさまざまな農民組織をもっていたのであって、それらは圧力グループとして政府への直接的な圧力を及ぼしえたとおもわれる⁽³⁴⁾。

農業人口のウェイトが依然として高かったとはいえ、工業労働者人口のウェイトの高まりも決して無視しえるものではなかったであろう。そのこ

とは、農業保護政策のなかで、小麦に対する政策の不十分さのなかにもみられる。小麦価格の維持政策は、労働者グループにとってはきわめて不利な性格のものであったから、激しい反対を惹起することを免れえなかった。たとえば、急進社会党ステーク内閣のとき、農林大臣のボレは小麦価格を175フランに維持しようとしたのであるが、それは労働者代表の議員達の反対にであつたのであり⁽³⁵⁾、そのことにみられるような反対圧力が、小麦に関する生産制限をおしとどめたと考えられないことはない。労働者グループへのより積極的な保護政策である失業者救済のための公共事業政策その他も、労働者グループのウエイトの高まりとそれによる社会党の躍進などの圧力のもとでうちだされたものと言えるであろう。

農民グループ、労働者グループに対する保護政策と同じように、商工業セクターにおいてなされた保護政策もまた、それぞれのセクターにおける企業者グループからの圧力によりなされたものと考えられる。

たしかに、この時期、企業者グループは、議会において彼等の利益を擁護するような、強力な政党はもっていなかった⁽³⁶⁾。民主連盟のような政党があることはあつたがその議会における影響力は限定されていた。しかしそのことから、企業者グループが議会への影響力をまったくもたず、経済政策決定に介入できなかったと断定することは、早計である。なぜなら、企業者グループにより作られたマスキュロー委員会、経済利益同盟などの組織は、選挙時において莫大な資金を候補者に与えていたのであり⁽³⁷⁾、そのことから企業者グループが議会を通じて経済政策決定に大きな影響を与へる可能性をもっていたことがわかるからである。議会を通じての間接的圧力に加えて、この時期には、圧力グループとして機能しうる企業者グループの組織がいくつも存在していた。もっとも代表的なものは、第1次大戦直後政府の支持のもとに結成されたフランス雇用者総連合(C. G. P. F.)であろう。⁽³⁸⁾

それが、経済政策決定にどのように介入したかはベールにつつまれてい

るが、関税保護および輸入割当制を要求し実現させたことはたしかであり⁽³⁹⁾、また、さまざまな社会法に対しても反対行動にで、それらが可決されたあとでも、行政機関に介入することでその実施を妨げたのであった⁽⁴⁰⁾。

しかし、C. G. P. F. は主として冶金業、鋳業、化学産業などの大企業の経営者達により指導されていたのであり、商業セクターの企業者、中小企業の経営者は含まれておらず、全体でみてもそれは、フランスの雇用者全体の15～20%しか組織化していなかったのである。すなわち、圧倒的な数の中小企業経営者はそれよりぬけおちており、彼等はむしろ、それぞれの地方の商工会議所とか、同一職業内の職業組織に参加していたと思われる。そして、この時期の恐慌により著しく困難な位置におかれたそれら中企業経営者達は、それらの組織を通して、国家の保護を求めたと考えられる。果たして、はきもの業保護のための1936年3月22日法は、はきもの業の企業者達が協同組合を作って政府に圧力を加えた結果生まれたものであり、フランドン政府によりもくろまれた例のマルシャンドー計画もノール地方およびリヨンの綿業、綿織物業の企業者達の要望を契機に考えられたものであった⁽⁴¹⁾。

小商業保護の政策も同じように小商人グループの直接間接の圧力により決定されたものであろう。小商人グループがどのような圧力をかけたかは明らかにされえないが、しかし、第3次産業のウエイトの高まり、しかも商業などにおいては90%近くまでが中小企業であるという構造的現実、景況下における困難とあいまって、フランス政府がそのような保護政策をとることをつよくしいるものであったことはたしかであろう。とりわけ、中小企業経営者などを支持基盤とする急進社会党にとってそのような小商業保護政策は不可欠のものであったろうし、また急進社会党のみではなく、その他の政党にとってもそれは決してゆるがせにはできないものであったと考えられる。

以上、不十分ではあるが、この時期の保護政策がうちだされた背景をみ

てきた。そのことから、この時期の保護政策が社会経済的諸グループの直接間接の圧力によりもたらされたものであることは十分ではないがより明らかになったと思われる。

政府はその政策の基本的方向をデフレ政策に設定しながらも、同時に、今みたようなさまざまな圧力により基本的方向と矛盾し、経済政策全体の整合性を欠如させるような保護政策の実施をよぎなくされたと考えられるのである。

〔註〕

- (1) 1930年代前半世界恐慌期フランスの景況と経済政策の基本的方向としてのデフレ政策に関しては、竹岡敬温・和多則明「世界恐慌期フランスの景況と経済政策の基本的方向」(『大阪大学経済学』第22巻4号を参照されたい。
- (2) それぞれの社会経済的諸グループが世界恐慌期においてどのような位置におかれていたかの検討はここでは省略する。
- (3) A. Sauvy, *Histoire Economique de la France entre les deux guerres*, Tome II p. 359
- (4) *ibid.*, pp. 371-372
- (5) Caëtan Pirou, *Corporatisme*, 1935. *Revue d'Economie Politique*, T. XLIX (1935) p. 1324
- (6) A. Sauvy, *op. cit.*, Tome II p. 372
- (7) A. Sauvy, *ibid.*, p. 372
- (8) Jaques Chastenet, *Histoire de la Troisième République*, Tome VI, p. 330
- (9) A. Sauvy, *op. cit.*, Tome II p. 373
- (10) A. Sauvy, *ibid.*, p. 373
- (11) A. Sauvy, *ibid.*, p. 381
- (12) Louis Pommery, *Aperçu d'Histoire Economique Contemporaine*, p. 204
- (13) その理由について簡単に触れれば工業化の水準、フランスの経済構造の特質、人口停滞、外国人労働者の本国帰還等である。
- (14) A. Sauvy, *op. cit.*, Tome II p. 374
- (15) L. Pommery, *op. cit.*, p. 204
- (16) Claude Fohlen, *La France de L'entre-deux-guerres*, p. 94
- (17) その点について、より詳しくは竹岡・和多前掲論文(p. 15)をみられたい。
- (18) この数字は A. S. F. No. 50 よりとっているが、いっそう詳しいデータとしては

Revue d'Economie Politique. (1939年) があげられる。

- (19) C. Fohlen, *op. cit.*, p. 101
- (20) 1929年において 50 ha 以上の農業経営は全体の 4%あまりにすぎず, 62%が 1~10 ha であった。(Augé-Laribé, *Structure agricole*, *R. E. P.* No. 53, p. 103)
- (21) 両大戦間期において物価の下落がはっきりとあらわれたのは, 1921年と1926年およびこの世界恐慌期であるが, 前2つの時期にそれほどではなかった消費者物価と卸売物価のあいだの下落時のひらきは, 世界恐慌期には著しく大きいものとなった。
- (22) Pierre Sorlin, *La Société Française*, Tome II (1914—1968), p. 107
- (23) A. Sauvy, *op. cit.*, Tome III 所収, Anita Hirsh, *Le logement*, p. 102
- (24) *ibid.* p. 90
- (25) もちろん, 世界恐慌の波及を契機とするフランス経済の30年代の長期停滞の原因がこれだけに帰しうるのではないことは言をまたない。その点についてはいずれ稿をあらためて検討するつもりである。
- (26) L.-A. Vincent, *L'«exode» agricole en France depuis 1900, Etudes et Conjoncture*, *fev.*, 1963 p. 127
- (27) A. Sauvy, *Mécanisme et niveau du prix*, *R. F. P.* Année 53, p. 291
- (28) A. Sauvy, *op. cit.*, Tome III 所収, A. Sauvy, *L'observation des faits économiques*, p. 347
- (29) L. Pommery, *op. cit.*, p. 211
- (30) 以上のべてきたようないみでの「保守的性格」は後の人民戦線内閣の経済政策の場合にも同じようにあてはまる。ブルム内閣もまたチェーン・ストアなどを禁止する政策をとったのであるから。
- (31) Tom Kemp, *The French Economy (1913—1939)*, p. 102
- (32) そのことは完全な整合性をもった経済政策がどのような場合に可能かを考えるならばおのずと明らかであろう。
- (33) A. Sauvy, *op. cit.*, Tome III 所収, Pierre George, *Les Paysans*, p. 58
- (34) 農民グループのそれらに限らず, 一般に圧力グループは大きな影響力をもっていたと考えられ, 政治上の実際の決定権は, 議会から圧力グループに移ったとも言われている。(J. Chastenet, *op. cit.*, Tome VI, p. 268)
- (35) E. Bonnefous, *Histoire Politique de la Troisième République*, Tome V, p. 58
- (36) P. Sorlin, *op. cit.*, p. 77
- (37) H. W. Ehrmann, *La Politique du Patronat Français (1936—1955)*, p. 186

- (38) *ibid.*, p. 41
- (39) *ibid.*, p. 41
- (40) *ibid.*, p. 221
- (41) C. Pirou, *op. cit.* p. 1324